

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの信頼と期待に応えるため、経営の迅速性・健全性・透明性の確保を行っていくことが重要な課題のひとつであると認識しております。また、コンプライアンス（法令遵守）につきましては、経営陣のみならず全社員が認識し、実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
天谷幹夫	3,427,704	34.69
インフォコム株式会社	969,500	9.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	732,600	7.42
日本出版販売株式会社	640,000	6.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	303,400	3.07
KBL EPB S.A. 107704 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	269,000	2.72
松井康子	171,184	1.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	125,300	1.27
株式会社SBI証券	105,800	1.07
松井証券株式会社	104,300	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

———

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は、自己株式を446,921株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の相互連携については、年に数回監査に係る会議を開催し、主要勘定、現在の会計処理を適確に把握するとともに、それをもとに監査役は監査を実施しております。会計監査人の実施した監査結果については、監査役へ報告されており、その他の情報交換も行っております。監査役と内部監査担当者の相互連携については、内部監査の状況を監査役へ報告し、情報を共有しております。また、その他の情報交換も行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	n	
松村貞浩	他の会社の出身者														
藤居祥三	他の会社の出身者														
洪水啓次	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村貞浩	○	----	経営者として豊富な経験を有し、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また独立役員の指定理由は、外部からの公募により採用し、監査役に任命したものであるため社外監査役としての要件を満たしており、また、当社との取引先に該当する等の特別関係ありません。加えて、取締役会等において経験を活かし発言されていることから独立役員として充分であることを認識し、指定しております。
藤居祥三	○	----	金融機関での長年の経験を有し、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また独立役員の指定理由は、外部からの公募により採用し、監査役に任命したものであるため社外監査役としての要件を満たしており、また、当社との取引先に該当する等の特別関係ありません。加えて、取締役会等において経験を活かし発言されていることから独立役員として充分であることを認識し、指定しております。
洪水啓次	○	----	監査法人での長年の経験から会計に関する相当程度の知見を有し、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また独立役員の指定理由は、外部からの公募により採用し、監査役に任命したものであるため社外監査役としての要件を満たしており、また、当社との取引先に該当する等の特別関係ありません。加えて、取締役会等において経験を活かし発言されていることから独立役員として充分であることを認識し、指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員 (社外監査役) は全て独立役員の資格を充たしており、その全員を独立役員として指定しています。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める目的で、「株式報酬制度」を導入しております。

また、過去に当社取締役に対し、ストックオプションの付与を行っておりますが、当該ストックオプションにつきましては、現在は、全て行使あるいは失効済であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。決定方法は、各役員の業務執行状況等を鑑み、取締役の報酬等については取締役会にて、監査役の報酬等については監査役会にて報酬等の額を決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外監査役の専従スタッフの配置は行っておりませんが、総務・経理部から補助使用人を選出し、適宜対応しております。情報共有については、取締役会や株主総会に際し担当者が議案の説明などを行っております。また、社外監査役である常勤監査役は週に1回開催される全社員参加の定例社内会議に出席しており、各部署からの報告を聴取しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役は現在5名で構成され、月1回定時取締役会を開催し、主に月次決算書類の報告、職務の執行状況の報告及び会社の経営上の意思決定を行っております。また、必要に応じて、臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では法令及び定款に定められた事項の他、業務上の重要事項についても決議しております。

(監査役会)

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。取締役会への出席、業務監査、会計監査の実施、毎週の定例社内会議への出席、取締役に対する個別監査の実施等により、経営の監視と取締役の業務執行における監査を行っております。なお、監査役1名は、公認会計士・税理士の資格を有しており、監査法人での長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当該社外監査役3名と当社との間で、責任限定契約を締結しております。

(内部監査)

内部監査については、社長の任命を受けた担当者2名で構成されております。従業員の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査を行っております。

(会計監査人)

当社は会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査について、明治アーク監査法人を選任しております。同監査法人及び当監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、環境の変化に迅速に対応できる経営体制を保ちつつ、かつ、企業の社会的責任を果たすことが重要と考えております。そのため、組織的な企業経営及び経営の健全性・透明性の向上に努めながら、企業価値の最大化を目指しております。取締役は経営環境を熟知する社内取締役5名を選任しております。また、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制を構築し、経営の健全性向上を図るため、監査役3名全員を社外監査役で構成しております。さらに、経営の透明性保持のために、毎月開催される取締役会において各取締役は業務執行内容を報告し、監査役との情報共有を行っております。加えて、会計監査においては明治アーク監査法人を会計監査人とし、監査の精度を高めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を取引所ホームページにて開示しております。また、株主総会議案の議決結果について、EDINETを介して臨時報告書にて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	随時(半期に1回)アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、適時開示資料、各種公告を掲載しております。 http://www.papy.co.jp/info/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は総務・経理部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページにてIR情報等、各種情報の発信に取り組んでまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築がコーポレート・ガバナンスを向上させ、企業価値を高めることを認識し、その整備と改善を図っていくことを基本とします。そのために、会社法またはその他の諸法令に基づき、下記の通り取り組んでまいります。

[内部統制システムの基本方針]

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 毎月の定時取締役会において、取締役の職務の執行状況の報告を義務づけるとともに、必要に応じて顧問弁護士や専門家等に相談することによって、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役に報告すると共に、取締役会においても報告を義務付け、ガバナンス体制を強化する。
- (3) 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び

管理に対する体制

取締役会議事録や稟議書を始めとする、取締役の職務執行に係る情報や各種機密文書、重要文書等については、文書管理規程に基づき、総務・経理部がその保存媒体に応じて、適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程に定める年数、閲覧可能な状態を維持することとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理体制、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
 - ・コンピュータシステム障害、通信障害等による業務停止リスク。
 - ・顧客情報等、機密情報に関する外部流出・漏洩に関するリスク。
 - ・天災（火災、地震、風水害等）による多大な損害を受けるリスク。
 - ・労働災害（不慮の事故や事件等）による、主要業務を担当する相当数の取締役又は使用人の生命又は健康に重大な影響を与えるリスク。
 - ・当社が予期せぬ重大な訴訟による多大な損害を被るリスク。
 - ・当社が本意にして法律違反を犯したことによって多大な責任を問われる、もしくは、行政処分を受けるリスク。
 - ・重要な取引先の倒産や株式の買い占めその他、会社存続にかかわる重大な事案の発生に関するリスク。
 - ・悪評・信用不安情報等が顧客、マスコミ、インターネット等に広がり、当社の業績に悪影響が生じるリスク。
- (2) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定める。同規程によって、不測の事態が発生した場合における連絡経路、対策本部の設置、個々のリスクについての管理責任者や、専門家や顧問弁護士の意見収集、迅速な対応等の基本方針その他を定め、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、当社の取締役会決議事項以外の業務上の重要事項については、適宜情報交換や審議を経て、執行の決定を行うものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び職務権限規程、並びに、業務分掌規程を整備し、各責任者とその責任及び業務手続等の詳細について定めることとする。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査規程を定め、毎年、内部監査を実施する。使用人の職務の執行における法令、定款、社内規程の遵守状況の確認を軸とした業務監査及び会計監査を行うこととする。
- (2) 使用人の職務執行状況を適時把握するための、組織的監視を実施する。定期的に社内会議を実施し、使用人からの職務執行状況の報告によって、情報の共有化に努めるとともに、組織的監視を行うものとする。また、使用人による重要な職務執行にあたっては、部室長の確認、帳票等に関しては部室をまたがる確認を行い、組織的な監視を実施する体制を整えるものとする。
- (3) 使用人による法令及び定款違反を未然に防ぐために、全従業員に対する関連法令及び社内規程、部室内特有の事項に関する法令・規程の周知徹底に努めるものとする。
- (4) 取締役又は使用人が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、報告体制として、直ちに監査役、他の取締役及び内部監査責任者に報告するものとする。また、取締役については、当該事項を適宜情報共有・審議し、迅速な対応をはかり、かつ、当該事項について取締役会で報告するものとする。
- (5) 違法行為等に関する通報窓口を社内及び社外に設け、通報を受け付ける。
- (6) 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に対して求めることができるものとする。

6 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社において、業務の適正を確保するための基礎として、子会社管理規程を定めるものとする。
- (2) 当社の子会社業務を管掌する取締役と子会社取締役が定期的にミーティングを実施し、子会社の内部統制に関する協議、情報の共有を行うものとする。また、子会社は、所定の報告書を提出するものとする。
- (3) 子会社からの報告体制を規定すると共に、子会社の経営上の重要事項に関し、当社の承認が必要となる統制体制を構築し、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- (4) 子会社業務を管掌する取締役は、子会社の取締役等の効率的な職務執行及び取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行を目的として、子会社の状況に応じて、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制が構築できるよう、適正な指導、監督を行うものとする。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要であれば監査役の職務を補助すべき使用人を選任することができるものとする。

8 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動等を行う場合には、監査役の意見を求めるものとする。

9 監査役の、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の指示の実効性が十分に満たされると判断した使用人を、監査役の職務を補助すべき使用人として選任できるものとする。当該使用人が、監査役の指示を実行する場合は、監査役の代理人の権限を有するものとする。

10 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、下記事項について、監査役に対してその都度、報告するものとする。

- ・定時取締役会時、取締役の職務の執行状況に関する事項。
- ・他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。

(2) 使用人は、下記事項について、監査役に対して報告するものとする。

- ・当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当該事実に関する事項。
- ・その他監査役により、業務の執行に関する報告を求められた場合、当該事実に関する事項。

(3) 子会社業務を管掌する取締役は、監査役に対して定期的に子会社の状況を報告するものとする。監査役は、当該報告に関し、より具体的な情報が必要と判断した場合は、子会社の取締役及び使用人に対して、直接報告を求めることができるものとする。

11 監査役に対して報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度運用規則を作成し、通報者の保護について規定するものとする。

12 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 前払については、原則、監査役会における決定に基づき実施するものとする。

(2) 償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、原則、監査役会における決定に基づき処理を行うものとするが、その内容に関し、必要が生じた場合は、取締役会への報告を求めるものとする。

13 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、取締役又は使用人からの監査役への直接の報告経路を確保するとともに、取締役及び使用人は、監査役から業務の執行に関する報告等を求められた場合には、それに協力しなければならないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本方針

当社で定める基本方針は以下の通りです。

◎絶縁の意思表示

当社の健全な企業風土醸成のために、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力や団体に対しては、断固としてこれらを排除し、毅然とした態度をもって対処する。

◎三不基本原則

反社会的勢力や団体に対しては「恐れない」「金をださない」「利用しない」の「三不原則」を、事業活動のあらゆる分野で遵守する。

◎組織的対応、警察や業界団体との協力

反社会的勢力や団体から、圧力や不当要求・脅し等を受けた場合、会社として組織的に対処するとともに、警察への相談・届出や各種業界団体等への協力を求める。

(2) 整備状況

当社では反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力及び団体への対処に対する企業行動基準」を定めております。

また、「反社会的勢力対応マニュアル」の策定、各種契約書への「反社会的勢力排除条項」の盛り込みなど、文書を通じて反社会的勢力との対決方針を浸透させております。

(3) その他対応

反社会的勢力に対する情報収集を行っております。

